

議会運営委員会会議録

- 1 日 時 令和3年3月16日（火）
午後4時27分～午後5時26分
- 2 場 所 議会運営委員会室
- 3 出席委員 6名
委員長 佐々木哲男 副委員長 大友康信
委員 熊谷克彦 委員 千葉栄幸
委員 菅原和子 委員 小野寺美穂
- 4 委員外議員 3名
議長 長南良彦 副議長 佐藤正博
議員 及川秀一
- 5 欠席委員 なし
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤幸也
次長兼議会総務係長 西村雅裕
主幹兼議事調査係長 佐藤恵子
- 7 協議事項
付議事件
 - (1) 議会の運営に関する事項について
 - ① 追加議案の取り扱いについて
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項について
 - ① 名取市議会会議規則の一部を改正する規則について
 - (3) 議会基本条例の検証に関する事項について
 - ① 名取市議会基本条例実施計画について

議 会 運 営 委 員 会

日 時 令和3年3月16日 (火)
午後4時27分～午後5時26分
場 所 議会運営委員会室

午後 4 時 27 分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

本日の協議に必要な資料の一切をお手元に配付しておりますので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、議事に入ります。

初めに、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

まず、次第書の1ページ、1の（1）①追加議案の件名についてです。

資料は1から2ページになりますので、併せて御覧願います。

今回、14か件の追加議案が提出されております。内訳については、議案第49号から議案第55号まで、改正条例7か件、議案第58号から議案第60号まで、補正予算3か件、議案第61号の人事案件1か件、その他として議案第56号及び57号の工事請負契約の締結2か件、及び議案第62号の住居表示の区域の廃止1か件の計3か件となっております。

次に、②取扱案について説明いたします。

資料3ページの議案の取扱い（案）及び資料4、5ページの議事日程第7号を御覧ください。

初めに、ア、提案理由説明については、3月18日木曜日の日程第11、議案第13号、令和3年度名取市下水道等会計予算を採決の後、追加議案14か件を一括上程し、市長より提案理由の説明を受けます。

次に、イ、審議日については、提案理由説明後直ちに議案番号順に審議するものです。

次に、ウ、審議方法については、まず、議案第49号から57号までについて

は、それぞれの冒頭に担当部長による補足説明を受け、質疑の後、委員会付託を省略し討論、起立採決を行うものです。

58号から60号までについては、質疑の後、委員会付託を省略し、討論、起立採決を行うものです。

61号については、質疑の後、委員会付託及び討論を省略し、無記名投票による採決を行うものです。

議案第62号については、冒頭に担当部長による補足説明を受け、質疑の後、委員会付託を省略し討論、起立採決を行うものです。

49号から55号までの条例議案7か件については、改正の基準となる国の法律や事務連絡から2月定例会開会までの期間が僅かであり、当初議案として提案することが困難であったため、今回追加提案をお願いするものです。

一部改正条例については、委員会付託を例とするものですが、今会期内の日程確保ができず、延長が必要であることから、委員会付託を省略し、本会議で審議を行うものです。

追加議案の取扱いについては以上です。

○委員長（佐々木哲男） ただいま追加議案の取扱いについて説明をいたしましたが、御意見等がありましたらお伺いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。追加議案の取扱いについては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、追加議案の取扱いについては原案のとおり決定いたしました。

次に、名取市議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

書記より説明をいたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 説明いたします。

次第書の1ページ2の（1）、併せて資料6ページから御覧いただきたいと思いをします。

行政手続等において原則として押印を廃止する政府の政策動向を踏まえ、議

会に対する請願に係る署名押印の見直しを行うことによる規則の一部を改正するものです。このことについては、資料7、8ページのとおり、令和3年2月3日に書面にて開催された全国市議会議長会理事会・評議員会合同会議において、標準市議会会議規則の一部改正が決定し、その内容が令和3年2月12日付で議長宛てに通知されたところです。

改正された概要を御説明いたします。

資料8ページにあります改正の理由の欄を御覧ください。ここには「デジタル化政策の一環としてこれまで行政手続等において求めてきた押印について、原則としてその廃止を広く推進している政府の方針を踏まえ、地方議会においても議会運営に当たり押印を求めなくても特段支障がない事項については、これを廃止することが適当である」とあります。

また、このページの下段、改正の考え方の2段落目を御覧ください。

「身体的理由により署名が困難な請願者が自署できず、請願者の要件を満たさない事態は、憲法が保障する請願権の行使に反する恐れがあり問題が多いことも、単に押印を廃止するのではなく、選択肢として記名押印を残すこととした理由である」とあります。

以上が標準会議規則の一部改正の概要となりますが、この内容を一つの基準として、名取市議会会議規則についてもこの内容により改正案を作成しました。

規則等の改正については、平成25年2月7日の議会運営委員会決定により「議決対象は条例及び会議規則とし、その他の基準、要綱等については議会運営委員会での協議結果に基づき議長が決定すること」としていることから、今回の会議規則の一部改正は議決対象となります。

次第書の①議会案について説明いたします。

資料は9ページから11ページを御覧ください。

提出者、賛成者については、先例に倣い、提出者は議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会委員といたします。

提案理由については、請願に係る署名押印の見直しを行うことに伴い、所要の改正を図るため提案するものであるとしております。

資料10ページを御覧ください。改正の案文です。

今回の改正については、先ほど説明いたしましたとおり、請願者に対して提出時に求めている署名押印を署名または記名押印に改めること、またこれに併せて請願者が法人の場合の条文について規定の整備を行うこととなります。

附則は、この条例は令和3年4月1日から施行することとしております。

改正条例の内容については以上です。

なお、参考として、資料11ページに新旧対照表を掲載しております。

資料は次第書の1ページにお戻りいただいて、②提出者及び③賛成者です。

議会案提出者、賛成者については、先ほど説明いたしましたとおり、提出者を議会運営委員会の委員長、賛成者は議会運営委員会の委員といたします。

次に、④取扱案です。

上程については、本定例会の最終日の3月18日、先ほど御説明いたしました追加議案の最後、議案第62号採決の後に上程いたします。審議の進め方につきましては、提案理由、質疑、委員会付託、討論を全て省略し、採決方法は簡易採決とする案です。

また、この規則の一部改正に伴いまして、名取市議会例規集でお示ししております「請願（陳情）の提出要領」も改正が必要となります。資料12、13ページのとおり、先ほど説明しました内容により改正案を作成しております。資料13ページの記載例には押印のマークが入っておりますが、記名押印となるケースもありますので、記載例から押印マークは削除せず現行のままとしております。

続いて、資料の6ページの一覧表を御覧ください。一覧表の中で議会運営委員会が決定する様式、押印に関する様式として、No.2「常任委員会委員会会議録」がありますが、こちらは名取市議会委員会条例及び会議録作成規程で規定があります。ただ、こちらは現行条文が既に「署名又は押印」となっており、現在もそのような運用を行っております。これは標準市議会委員会条例を準則に同じ表現で規定しておりますので、現行のままといたします。

さらに、一覧表中、No.3、No.4の「議長及び副議長立候補届出書及び立候補撤回届出書」がありますが、こちらは議長及び副議長の選挙に関する実施要領で規定されています。こちらについても先ほど同様に記名押印となるケースもありますので、記載例から押印マークは削除せず、現行のままといたします。

以上が議会運営委員会で規定している押印に関する様式についてになります。

なお、先ほど説明しました標準市議会会議規則は、今回請願書への押印関係のほかに、欠席の届出関係についても改正が施されております。ただし、欠席の届出関係については、例えばどのような欠席事由やどの程度の期間が議員の会議出席義務においてやむを得ないものとして優先するのかなど、改正後の運用に当たり整理すべき事項が多いので、今後開催する会派代表者会議でその考え方を協議し、改正案を取りまとめていきたいと考えております。

説明は以上になります。

○委員長（佐々木哲男） ただいま名取市議会会議規則の一部を改正する規定について書記より説明をいたさせましたが、御意見等がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） お諮りいたします。名取市議会会議規則一部を改正する規則につきましては、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、名取市議会会議規則の一部を改正する規則につきましては、このように決定いたしました。

次に、名取市議会基本条例実施計画についてを議題といたします。

本会議以外のインターネット中継について、議案資料等のホームページでの公開について及び議決事項の見直しについてにつきましては、2月17日に開催しました本委員会において、令和元年度に実施した評価、検証の結果や現在における県内市議会での状況について説明させていただいたところであります。この際に、本件の具体的な協議については、一度持ち帰りとしてそれぞれ検討いただき、次回の議会運営委員会で改めて協議することとしておりました。その際に提出をお願いした各会派での御意見は、お手元に配付しております資料17ページのとおりであります。

本日は、このことについて委員各位より御意見をお伺いして協議を進めてまいりたいと思います。

休憩をして進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 1 分 休憩

【休憩中の協議概要】

3つのテーマについて、1点ずつ、各会派から意見一覧の資料に基づき説明を行い、その後、委員に諮りながら方向性を取りまとめていくという進め方で協議を行った。

○本会議以外のインターネット中継について

- ・中継する会議の対象に議員協議会を追加する。
- ・予算（令和4年度新年度予算や令和3年度補正予算など）が伴うため、時期については、執行部と調整して詰めていくこととする。

○「議案資料等のHPでの公開について」

- ・執行部提出議案には資料が膨大なものもあり、公開には執行部側の労力や予算等の調整が必須となることを踏まえ、この時点では方向性を決めずに、改めて検討することとする。

○「議決項目の見直しについて」

- ・時間をかけて研究すべき事項であり、引き続き検討していくこととする。
-

午後 5 時 2 5 分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

名取市議会基本条例実施計画についてにつきましては、休憩中の協議のとおり進めてまいりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定いたしました。

次に、連絡事項について書記より説明いたさせます。佐藤係長。

○書記（佐藤恵子） 次第書2ページ、中段、お願いします。

定例会最終日、3月18日の本会議開会前に、去る2月19日の本会議において議会の同意を得ました農業委員会委員及び人権擁護委員について、執行部より紹介したいとの申入れがありました。これをお受けする形で、本会議開会前に

副市長から紹介していただきます。18日につきましては、開会10分前、9時50分に議場に御参集いただきますようお願いいたします。

○委員長（佐々木哲男） 3月18日木曜日の定例会最終日につきましては、ただいまの説明のとおり、定刻10分前までに御参集くださるようお願いいたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

これをもって本日の議会運営委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午後5時26分 散会

令和3年3月16日

議会運営委員会

委員長 佐々木 哲男